

美祿市長選挙及び美祿市議会議員

一般選挙のお知らせ

任期満了に伴う美祿市長選挙及び美祿市議会議員一般選挙が次の日程で行われます。

この選挙は、美祿市の将来を決めるうえにも大事な選挙です。ぜひ、投票されるようお願いいたします。

告示の日 4月15日(日)

立候補届出受付

期日 4月15日(日)

時間 8時30分～17時

場所

市長選挙

美祿市民会館大会議室

市議会議員一般選挙

美祿市民会館大会議室

※立候補の届出及び辞退は4月15日(日)の17時までです。

選挙期日(投票日)

4月22日(日)

投票時間 7時～20時

投票場所 市内51投票所

選挙権について

今回の美祿市長選挙及び美祿市議会議員一般選挙の投票ができる人は、選挙人名簿登録者に限られます。

○美祿市に転入した人
平成24年1月14日以前に転入の届出をした人です。これ以降に転入の届出をした人は、今回の選挙では投票できません。

○20歳になった(なる)人
平成4年4月23日以前に生まれた人です。

○転出した(する予定の)人
投票日の当日までに転出した人は投票できません。

○市内転居した(する予定の)人
4月3日(木)までに届出を済ませた人は、転居先の投票所で、それ以降に届出をした人は、転居前の投票所で投票してください。

○豊田前・於福・厚保・嘉万各公民館、赤郷交流センター・綾木ふるさとセンター・真長田定住センター

期日 4月16日(月)

時間 8時30分～20時

投票所入場券について
投票所入場券は、選挙人に

期日前投票が4月16日(月)から出来ます。

期日前投票は、簡単な宣誓書に記載し、直接投票箱に投票することが出来ます。投票日当日(4月22日)に仕事や旅行等で投票に行けない人は、お気軽に期日前投票を利用してください。期日前投票ができる場所と時間は次のとおりです。

○美祿市民会館・美東保健福祉センター・秋芳総合支所

期日 4月21日(土)

時間 8時30分～20時

期日 4月16日(月)

時間 8時30分～20時

期日 4月20日(金)

時間 8時30分～20時

投票所入場券は、選挙人に

対して選挙があることをお知らせし、投票所で選挙人名簿の本人照合をスムーズに行うために発送しています。もし、入場券が届いていない、または、無くしてしまつたなどの場合でも、選挙人名簿に登録されている人は、投票所で本人確認したうえで投票することができます。

また入場券は、全市分一括して郵便局に発送をお願いしていますが、発送枚数が多量なため、数日間にかけて配達する予定になっています。そのため、同じ地区内でも配達の日にはばらつきがあったり、同居している世帯の中でも違う日に届いたりする場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

不在者投票のお知らせ
指定病院などに入院・入所

している場合や他の市区町村に滞在している場合は、入院・入所先や滞在先で不在者投票ができます。

また、身体に重度の障害がある人は、郵便による不在者投票ができます。自分が該当すると思われる人は、早めに申請の手続きを済ませてください。

指定病院等に入院・入所している(する予定の)人
入院・入所先の施設で不在者投票ができます。
美祿市内の指定病院等は次の施設です。(9施設)
・美祿市立病院
・グリーンヒル美祿
・美祿市立美東病院
・共楽荘
・幸嶺園
・みのり園
・みとう悠々苑
・青景園
・田代台病院

※市外の病院・施設に入院・入所している場合は、施設に不在者投票ができる施設であるかどうかを確認してください。
他市区町村に滞在している人
選挙の期間中、仕事などで他市区町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会です。美祿市選挙管理委員会宛に投票用紙などの

請求をしてください。請求は、必ず本人が自書し、郵送で行ってください。

請求後、美祢市選挙管理委員会から投票用紙などを送付しますので、滞在先の市区町村の選挙管理委員会

に開封しないで封筒のまま持参し、投票日前日までに不在者投票をしてください

(投票用紙などへの記入は、必ず滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行ってください)。

※他市区町村での不在者投票は、郵送などに日数がかかりますので、早めに手続きしてください。

郵便などによる不在者投票

選挙人で身体に重度の障害がある人は、郵便による投票ができません。

①身体障害者手帳

両下肢もしくは体幹の障害もしくは移動機能の障害

1級もしくは2級

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸もしくは小腸の障害

1級もしくは3級

免疫、肝臓の障害

1級から3級

②戦傷病者手帳

両下肢もしくは体幹の障害

特別項症から第2項症まで

内臓機能の障害

特別項症から第3項症まで

※右記については、「両下肢等の障害」の程度が同程度であることを県知事が書面で証明した人も対象となります。

③介護保険被保険者証

介護保険法の要介護者
要介護状態区分が要介護5

郵便などによる不在者投票ができる人で、次に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人)に投票を記載させることができます。

①身体障害者手帳

上肢もしくは視覚の障害の程度

1級

②戦傷病者手帳

上肢もしくは視覚の障害の程度

特別項症から第2項症まで

※右記の障害の程度が、同程度であることを県知事が書面で証明した人についても対象になります。

問合せ先

選挙管理委員会事務局

(☎0837(52)1114)

地域包括支援センターからのお知らせ

美祢東地域包括支援センターの電話番号が決まりました

美東地域及び秋芳地域を担当する「美祢東地域包括支援センター」の電話番号は、**0837(62)0155** に決まりましたので、お知らせします。

なお、従来の美東相談窓口電話番号 **08396(2)1234** も利用できます。

地域包括支援センターにご相談ください

「地域包括支援センター」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、さまざまな相談に応じ、地域での生活を包括的に支援する機関です。

「地域包括支援センター」には、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士などが配置されており、専門職種が互いに連携し『チーム』で高齢者の皆さんを支えます。

市内に2か所設置していますので、お住まいの地域の「地域包括支援センター」へご相談ください。

こんなときは、お気軽に相談してください

- 介護保険のサービスを利用したいけれど、どんなサービスがあるのか知りたい。
- 一人暮らしだけれど、最近、家事をするのが大変になってきた。
- 自宅で介護をしているけれど、介護の悩みを誰かに相談したい。
- もしかしたら高齢者虐待かと思われることを見たり、聞いたりした。
- 金銭管理や大事な手続きの判断に自信がなくなった。

名 称	美祢市地域包括支援センター	美祢東地域包括支援センター
担当地区	美祢地域	美東地域及び秋芳地域
所在地	大嶺町東分 326 番地 1 高齢福祉課内	秋芳町秋吉 5243 番地 3 特別養護老人ホーム青景園サテライト 秋芳の里内
電話番号	☎0837(54)0138	☎0837(62)0155 ※☎08396(2)1234 も利用できます。

問合せ先 高齢福祉課(☎0837(52)1132)